

守谷市成年後見制度利用促進基本計画
(令和3年度～令和8年度)
令和4年度事業取組内容進行管理シート

守谷市成年後見制度利用促進基本計画(令和3年度～令和8年度)取組内容進行管理シート

【目指す市の姿】

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなくとも、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らしていけるように、人間としての尊厳が十分に保持され、自分の意思が尊重され、一人ひとりの笑顔と幸せと最善の利益のために、成年後見制度を含めた権利擁護のための必要な支援体制の構築を推進します。

| 基本 目標 | 取組名 | 概要 | 令和4年度の取組 | 実績 | | | 今後の実施方針 | 評価者 (所属) | |
|--------------------------------|--------------------|--|---|--|------------------------|--------------|-------------|---|---------------------------|
| | | | | | R4年度実績 | R3年度実績 | | | |
| 基本目標1 成年後見制度の周知と相談機能の強化 | | | | | | | | | |
| 1 | 成年後見制度の普及・啓発 | 市民に対しては広報紙や講座、講演会、相談会等を通し、関係機関等にはポスターやチラシ等配布・掲示及び講座等開催を通し、制度の普及・啓発を行います。本人用説明チラシなどを対象者が理解しやすいよう複数作成します。 | チラシを公民館、地域包括支援センター、銀行等へ設置し市民への普及啓発を図った。また、広報紙への掲載を行った。市民向けに講演会、出前講座の開催、市内の介護サービス事業所・障がいサービス事業所向けに制度説明の講座を実施した。 | チラシ設置箇所 出前講座開催回数 市民向け講演会 | 12 3(43名) 1(50名) | か所 回 回 | 9 3 — | 広報やホームページへの掲載、チラシ配布、講座、講演会の開催により、市民や支援者等に対する普及・啓発を継続して実施する。また、本人用(認知症高齢者等)のチラシの作成を検討していく。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |
| 2 | 後見ニーズのある市民の早期把握・発見 | 高齢者では、守谷市北部・南部地域包括支援センターによる総合相談支援業務や包括的継続的ケアマネジメント支援業務の中から対象者を発見するほか、介護予防事業や民生委員情報等からも把握します。障がい者では、障がい福祉に関する事業所等での一般相談等から把握します。高齢者及び障がい者虐待(疑い含む)事案では虐待対応機関と連携し把握します。社会福祉協議会及び消費生活センター等の市内権利擁護に係る関係機関とは定期的に連絡会を開催し、日常生活自立支援事業からの移行者や、消費生活センターからの消費者被害の情報を通して早期に把握します。 | 関係機関(健幸長寿課・社会福祉課・社会福祉協議会・地域包括支援センター、障がい者相談支援センター・守谷市消費生活センター)の連絡会を実施。事例検討を行い、情報共有と連携に努めた。早期のニーズ把握につながるよう、地域包括支援センターが主催し、専門職に向けた権利擁護研修会(介護事業所等)を開催した。 | 連絡会開催数 専門職向け研修会 | 4 1(27名) | 回 | 3 | 連絡会をとおり、日常生活自立支援事業からのスムーズな移行が行える体制を構築する。また、消費生活センターの職員に、連絡会の参加を募り、連携を図っていく。関係機関に幅広く制度周知を行い、早期のニーズ把握につなげる。 | 健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| 3 | 成年後見制度の相談機能強化 | 身近な相談窓口(仮称:一時相談窓口)として、市民やケアマネジャー、介護・障害サービス事業所、医療機関、金融機関等からの相談を受ける体制とします。更に、相談窓口では判断に迷うケースや困難事例及び市長申立て等に対する相談機関(仮称:二次相談窓口)の整備も検討します。 | 地域包括支援センターが連絡会での学習や事例検討等で制度の理解度を深め、地域の相談窓口として相談から申立て支援まで行った。中核機関として令和4年3月に健幸長寿課と社会福祉課とで協働設置をし、相談や申立て支援、市長申立ての他、地域包括支援センターが支援している困難事例についても、地域包括支援センターと連携し対応した。 | 北部地域包括支援センター 相談数 南部地域包括支援センター 相談数 中核機関相談件数 | 14 19 43 | 回 回 回 | | 連絡会(制度についての学習)を継続し、各関係機関の相談・申立て支援の標準化を図る。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |

| 基本目標 | 取組名 | 概要 | 令和4年度の取組 | 実績 | | | 今後の実施方針 | 評価者(所属) | |
|---|----------------------|---|---|-----------------|----------|--------|----------|---|---------------------------|
| | | | | R4年度実績 | | R3年度実績 | | | |
| 基本目標2 利用しやすく、利用者がメリットを実感できる制度の運用 | | | | | | | | | |
| 1 | 本人・親族への申立手支援の実施 | 相談機関において、本人や親族に対し申立て支援を行います。困難ケースや市長申立てとなるケースについては、市役所社会福祉士等専門職が協力し対応します。 本人に判断能力の低下があり、親族等もない場合には、市長が家庭裁判所への申立てを適切に行います。 | 相談窓口(健幸長寿課・社会福祉課・社会福祉協議会・地域包括支援センター)で申立て支援が必要な市民への申立て支援を実施。 家庭裁判所への申立て書類は多岐にわたるため、市独自のチェックリストを作成し、円滑に書類作成ができるように工夫した。 うち1件、地域包括支援センターを主にした、親族申立て支援を完了させた。 | 申立て支援数 | 8 | | 15 | 連絡会を継続的に実施し、中核機関を中心に、各相談窓口で相談から申立書作成支援まで一元的に行える体制を構築する。 社会福祉協議会の行う日常生活自立支援事業利用者の認知判断能力を検討し、成年後見制度への適切な移行を図る。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |
| 2 | 市長申立ての実施 | 地域包括支援センターや介護サービス事業所、障がい者の相談支援事業所等に対し、市長申立てのニーズがあるケースについて市への相談を促します。また、困難事例に係る地域ケア個別会議等や高齢者及び障がい者虐待、消費者被害等のケースから、関係機関と連携し対象者を把握します。 | 関係機関と連携し、3件の市長申立て対象者を把握した。うち2件は手続きを進めていく過程の調査で親族が判明し、親族申立てへ移行等により市長申立てには至らなかったが、1件は市長申立てに至った。 | 申立て件数 | 1 | 件 | 0 | 関係機関と連携を図り、後見ニーズのある市民の早期把握・発見に努め、必要なケースについては随時市長申立てを実施していく。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |
| 3 | 低所得者等への助成支援の実施 | 低所得等で、制度利用における申立て経費や、後見人等報酬の支払いが困難な場合には、経費・報酬の助成を適切に行います。 | 適宜、必要のある方を精査し助成した。 | 助成件数(うち社会福祉課案件) | 1 (1) | 件 | 1 (1) | | 健幸長寿課 社会福祉課 |
| 4 | 身上保護の視点を重視した受任者調整の実施 | 本人の生活状況等を勘案し、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会において定期的に協議を行い、家庭裁判所と連携を図りながら、後見人等候補人を推薦できる体制の整備を検討します。 | 権利擁護関係機関情報交換会を開催し、後見人等の受任調整についての協議を行った。 (参加者：弁護士・司法書士・社会福祉士・茨城県社協・守谷市社協・守谷市) | 情報交換会開催回数 | 1 | 回 | 1 | 家庭裁判所や茨城県と連携を図り、後見人等の名簿の作成を検討する。 他市事例の聴き取りを行い、当市での名簿のあり方を検討する。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |
| 5 | 意思表示が困難な方の意思決定支援の実施 | 判断能力の低下した人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送ることを目指すべく、意思表示が困難な人に対して、市内権利擁護に係る関係機関での連絡会等を活用して、意思決定支援体制の構築を検討していきます。 | 関係機関(健幸長寿課・社会福祉課・社会福祉協議会・南北地域包括支援センター、障がい者相談支援センター)の連絡会において、本人の身上監護の視点からの支援について、事例検討を行った。 | | 対象案件なし | | 対象案件なし | 案件に合わせて、随時関係者を的確に選出し、寄り添える意思決定支援が行える体制を構築する。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |
| 6 | 後見人等の多様な人材育成 | 社会福祉協議会と連携を図り、後見人等の多様な人材育成を実施し、人材確保に努めていきます。 | 連絡会・情報交換会をとおり、社会福祉協議会と情報共有を図った。 | | 未実施 | | 未実施 | 社会福祉協議会と受任体制の検討・協議を行う。(担い手の養成) | 健幸長寿課 社会福祉課 社会福祉協議会 |
| 基本目標3 地域連携ネットワークの構築 | | | | | | | | | |
| 1 | 地域連携ネットワークの整備 | 既存のネットワークや障がい者の自立支援協議会等を含み、発展させながら、市内における権利擁護の関係機関によるネットワークを有機的に構築します。ネットワーク会議等の開催や、ネットワーク間での情報共有を図ります。 | 情報交換会でネットワーク構築に向けた検討を行ったほか、パンフレットを配布し医療機関や金融機関への制度の周知活動を行った。 | | | | | 中核機関を中心に、介護・障がい事業所を始め、金融機関や医療機関を含めたネットワークの構築を図る。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |

| 基本目標 | 取組名 | 概要 | 令和4年度の取組 | 実績 | | | 今後の実施方針 | 評価者(所属) | |
|------|--|--|--|--------------------------------|------------------------|--------------|---|--|----------------|
| | | | | R4年度実績 | | R3年度実績 | | | |
| | 2 中核機関の設置 | 市の社会資源の状況や実績等を踏まえながら、中核機関の在り方について検討した上で、設置します。 | 令和4年3月に守谷市役所健幸長寿課を主管とし、社会福祉課と市直営の成年後見制度中核機関を協働設置し、制度の啓発をはじめ、相談、後見人支援等を実施した。 | 中核機関設置 | 設置済 | | 中核機関の設置を対外的に周知し、制度の利用促進を図る。 ネットワーク構築の視点から、中核機関が核となり、関係機関との連携強化を図る。 | 健幸長寿課 社会福祉課 | |
| | 3 協議会の設置 | 管轄の水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部、社会福祉協議会、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市内後見受任者等の参加者で組織し設置することを検討します。年に複数回集まり、ネットワークや中核機関における課題等を話し合います。 | 権利擁護関係機関情報交換会を開催し、協議会の在り方を検討した。 (参加者：弁護士・司法書士・社会福祉士・家庭裁判所・茨城県・茨城県社協・守谷市社協・守谷市) | | 未設置 | 未設置 | 要綱を制定し、情報交換会の協議会への発展を含め設置を検討する。また、地域包括支援センターも情報交換会に参加する。 | 健幸長寿課 社会福祉課 | |
| | 4 後見人等の支援 | 親族後見や専門職後見人等に対し、市役所社会福祉士等専門職が相談にのるなどの支援と、不正防止の観点から必要に応じ助言・指導を行います。 | 後見人等の現場業務について、適宜相談支援を行った。必要に合わせ、被後見人等と後見人等との信頼関係構築の仲立ちを行った。後見人等に対して、報酬助成についての周知を相談時に行った。(低所得者等への助成支援の実施) | 相談数(実件数) | 9 件 | 5 | 後見人支援の内容と役割の分担を協議し明確化していく。 | 健幸長寿課 社会福祉課 | |
| | 5 チーム形成支援 | 利用者を中心に、後見人等を含めた支援者・関係機関のチーム形成を支援します。就任後の後見人等と利用者・支援者をつなぐチーム会議の開催の支援や、必要性和希望に応じ、市役所社会福祉士等専門職がそのチーム会議に参加し助言を行います。 | 後見人等着任時に、本人を含めたチーム形成、会議を開催し、被後見人等へチーム支援を行った。 | チーム会議 | 5 回 | 3 | 適宜、チーム形成を行い、対象者の権利擁護を図る。 | 健幸長寿課 社会福祉課 | |
| | 基本目標4 生涯を通じて自分らしい暮らしを実現できるまちづくり | | | | | | | | |
| | 1 任意後見制度の周知拡大と利用促進 | 関係機関と連携し任意後見制度の講座を開催するほか、ポスター掲示・チラシ配布等を行います。 | チラシを公民館、地域包括支援センター、銀行等へ設置し市民への普及啓発を図った。また、広報紙へ記事の掲載を行った。 市民向けに講演会、出前講座の開催、市内の介護サービス事業所・障がいサービス事業所向けに制度説明の講座を実施した。 | チラシ設置箇所 出前講座開催回数 市民向け講演会 | 12 3(43名) 1(50名) | か所 回 回 | 9 3 — | 広報やホームページへの掲載、チラシ配布、講座の開催により、市民や支援者等に対する普及・啓発を継続して実施する。また、本人用(認知症高齢者等)のチラシの作成を検討していく。 市民向け講演会等を実施し、普及啓発を行う。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |
| | 2 エンディングノートの活用 | 守谷市版エンディングノートを配布します。エンディングノートの講座等で、任意後見制度を含む成年後見制度を紹介します。 | エンディングノートを市役所窓口・各公民館・地域包括支援センター・医療機関へ設置した。また、出前講座時(成年後見制度)にエンディングノートの活用方法について説明を行った。 | 設置場所 | 12 | か所 | 9 | エンディングノートの配布から、活用の推進。また、出前講座、窓口等で成年後見制度の周知拡大を図る。 | 健幸長寿課 社会福祉課 |